

## 第3章 障害者支援を推進していくために 重点的に取り組む事項

長期的な視点にたつて障害者施策を推進していくうえでの基本方向である「寝屋川市障害者長期計画」においては、社会情勢や課題の変化等をふまえて具体的に推進していくうえで重点的に取り組む事項を、3年ごとに策定する障害福祉計画で定めるものとしています。

第2期の障害福祉計画では、つぎの3点を重点事項として定め、地域自立支援協議会の部会やワーキングの取り組みと関連づけるとともに、必要に応じて個別にプロジェクトチームを設置し、関係機関・団体等と協力して推進していきます。

### 【第2期計画において重点的に取り組む事項】

1. 総合的な相談支援によるニーズの把握と、サービスへの的確なつなぎ、新たなサービス開発に向けた連携のしくみづくり
2. ライフステージを通じた発達支援のネットワークと、療育・教育支援、生活支援のしくみづくり
3. 関係機関・団体等との連携による就労・日中活動の場の拡大と、移行・定着のための支援の充実

【「寝屋川市障害者長期計画」の概要を p. 32～35 に掲載しています。】

### 1. 総合的な相談支援によるニーズの把握と、サービスへの的確なつなぎ、新たなサービス開発に向けた連携のしくみづくり

#### 【背景と目的】

障害のある人のニーズを必要な支援に的確につなぐ相談支援は、障害者支援をすすめるうえでの「要」です。障害者自立支援法では三障害を一元化して相談支援を実施することとなりましたが、障害種別やライフステージ等で異なるニーズに対応できる専門性を確保しつつ、障害福祉サービス等の制度の枠組みにあてはまりにくい課題なども含めた多様なニーズに対応していくよう、相談支援に関わる機関等がネットワークを強化していくことで総合性が発揮できる体制づくりが求められます。

また、相談支援によって把握されたニーズを適切な支援につないだり、必要に応じて新たなサービスを創出していくよう、相談支援を行う機関や事業所とサービス提供を行う事業所等が情報や課題を共有し、連携して取り組んでいけるしくみを確立していく必要があります。

---

関係機関のネットワークを築き、協働して障害のある人の地域自立生活支援を推進するしくみとして設置している「地域自立支援協議会」の機能を強化し、相談支援とサービス提供がより密接に連携してニーズに対応できるしくみをつくります。

## 【重点的に取り組む事項】

### (1) 地域自立支援協議会の充実

---

#### ①長期計画推進委員会との一体的な運営

障害者長期計画および障害福祉計画をふまえながら、公民が協働して障害者支援に関する課題を集約し、総合的、計画的に課題解決をすすめていくよう、地域自立支援協議会の全体会と長期計画推進委員会の一体的な運営を図ります。

#### ②部会、ワーキング、プロジェクトチームの設置の推進

障害者支援を推進していくうえでの課題に対応したネットワークをつくり、連携して取り組みを推進するための部会やワーキングを、既存の連絡組織等と調整を図りながら設置します。

また、「障害者支援を推進していくために重点的に取り組む事項」などの集中的な検討や推進を図るためのプロジェクトチームを設置します。

地域自立支援協議会の構成は、相談支援や生活支援に関する「地域生活支援部会」、一般就労や福祉的就労の支援に関する「就労支援部会」、当事者活動や障害者を支援する地域福祉活動等の推進に関する「地域活動支援部会」の3つの部会を基本として、ワーキングやプロジェクトチームでの取り組み状況や、今後の障害者施策等の動向等をふまえて調整していきます。

#### ③情報発信の充実

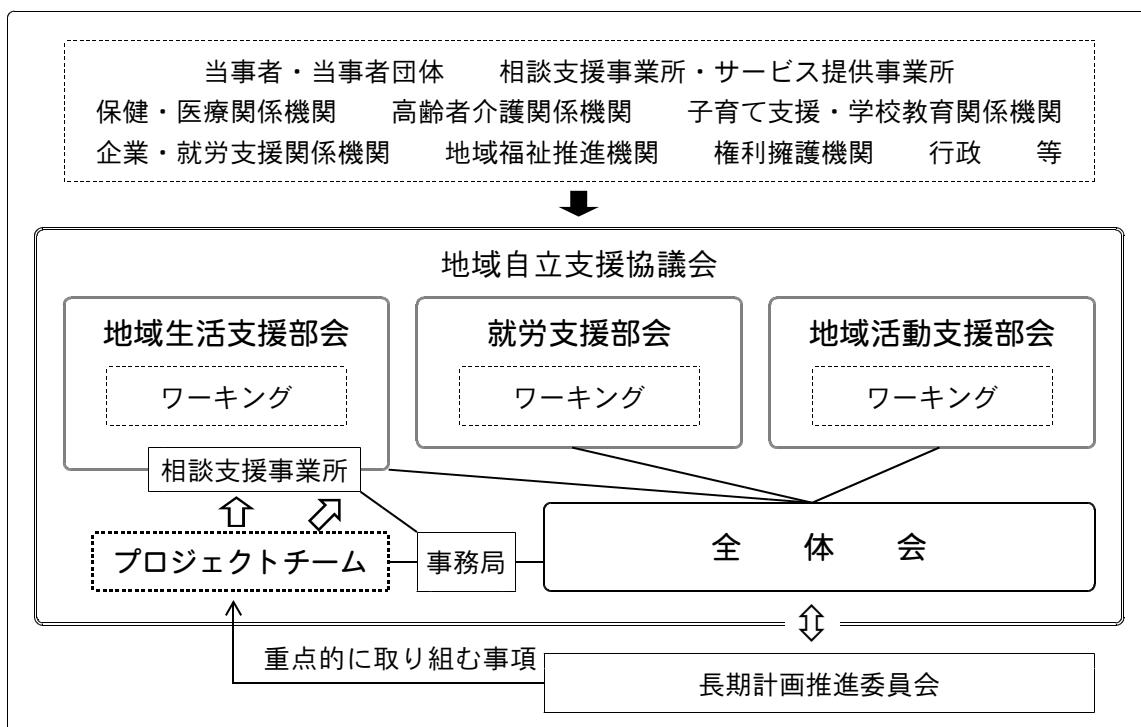
ネットワークを構築していくうえで不可欠な機関・団体間の情報共有をすすめるとともに、地域自立支援協議会で取り組んでいることなどを広く市民や関係者等に広報し、理解と協力を呼びかけていくよう、ホームページ等を活用した情報発信を充実します。

#### ④事務局機能の構築

全体会、部会、ワーキング、プロジェクトチームの円滑な運営を支援していくために、市が相談支援事業を実施している事業者等と連携して事務局機能を構築するよう

取り組めます。

地域自立支援協議会の構成



(2) 総合的な相談支援体制の確立

①福祉事務所の相談支援機能の強化

障害者支援に関するさまざまな相談を受け止め、適切な部局や関係機関、事業者、関係団体等につないでいくことなども含めて的確な支援を行っていくよう、福祉事務所の相談支援機能を強化します。そのために、職員のスキルアップを図るとともに、地域自立支援協議会等を通じた関係機関等との連携をいっそう充実します。

また、福祉事務所で実施している手続き等について、ホームページでの申請用紙の配布など、市民の利便性を高めるための取り組みを可能なものから推進していきます。

②多様な相談に総合的に対応できる機能の充実

福祉事務所を中心として相談支援事業所や専門相談機関等が連携することで、さまざまな相談に総合的に対応できる機能を充実するよう、相談支援のネットワークをい

---

っそう充実します。

そのために、地域自立支援協議会のワーキングである「相談支援ネットワーク会議」を通じた連携を充実するとともに、複数の機関や事業者等が連携して支援していくケースのケア会議を定例的に開催するなどのしくみづくりを推進します。

また、総合福祉センターを拠点として実施する専門相談等の充実をめざします。

### ③ピアカウンセリングの充実

同じ障害のある当事者どうしで相談しあうことで、お互いの立場を理解して効果的な支援につなぐとともに、相談する人・相談を受ける人がともに自立をすすめていく取り組みとして、ピアカウンセリングを推進します。

そのために、総合福祉センターの身体障害者福祉センター、知的障害者福祉センターの機能を活かした当事者活動とも連動し、より利用しやすいかたちで推進するよう、当事者団体等と連携して取り組みます。

### ④他分野の相談支援機関や事業所・医療機関、地域で活動している人々等との連携の推進

障害のある人の地域生活に関する多様な相談に身近な地域で対応するとともに、相談や支援が必要な人を地域で把握し、相談窓口に的確につなぐよう、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、まちかど福祉相談所等の他分野の相談支援機関や、市民と身近に接する事業所や医療機関、民生委員や校区福祉委員、ボランティアなどの地域で活動している人々との連携を、地域自立支援協議会やケア会議等を通じていっそう推進します。

## (3) ニーズとサービスをつなぐ取り組みの推進

---

### ①ケアマネジメントの充実

相談支援で把握したニーズを必要な支援に効果的につなぐよう、ケアマネジメントの手法による支援を充実します。

そのために、サービス利用計画を必要な人が利用できるよう、支給決定を的確に行うとともに、指定相談支援事業所の確保を図ります。

ニーズに応じた適切なケアマネジメントができるよう、実情をふまえたサービス支給決定ガイドラインの見直しを定期的に行います。また、地域のさまざまな資源を活用したケアマネジメントとするよう、地域自立支援協議会やケア会議等を通じた支援

---

のネットワークを活かして、プランのレベルアップを図っていきます。

あわせて、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）や成年後見制度利用支援事業などを活用して、地域での自立生活への支援を推進します。

## ②ニーズに対応できるサービス確保のための取り組みの推進

ニーズに応じたサービスが的確に提供できるよう、サービス提供事業者、地域で活動している人々、行政や専門機関等が連携して、必要なサービス提供体制の確保を図るとともに、制度の狭間などにも対応するための新たなサービスの開発や地域福祉活動との連携などにも取り組みます。

そのために、地域自立支援協議会の部会、ワーキングで協議していくとともに、必要に応じてサービス開発に関するプロジェクトチームを設置し、事業者、活動者、行政等がそれぞれの特長を活かして役割を分担しながら、協働して取り組んでいきます。

---

## 2. ライフステージを通じた発達支援のネットワークと、療育・教育支援、生活支援のしくみづくり

### 【背景と目的】

発達や療育に支援が必要な人を、ライフステージの各場面の連続性を大切にして支援していくには、保健・医療・福祉、教育、就労などの分野が連携し、療育や保育、特別支援教育、就労支援、生活支援を総合的にすすめていく必要があります。

また、広汎性発達障害など、これまで制度的な支援が十分なされてこなかった課題や、それらによって生じる社会生活上の問題に対応していくための支援も求められています。

早期療育や特別支援教育等に関わる機関の連携組織として設置している「障害児関係機関協議会」の実績をふまえつつ、さらに幅広い関係機関・団体等が連携して、乳幼児期から就学期、就学後の就労や生活への支援を視野に入れた、継続的な取り組みをすすめるしくみづくりを推進します。

### 【重点的に取り組む事項】

#### (1) 発達支援をすすめるネットワークの構築

---

##### ① ライフステージを通じた発達支援をすすめるネットワークの構築

乳幼児期から学齢期、成人期の各ライフステージを通じた療育、教育、生活支援を行っていくよう、保健・医療・福祉、教育、就労などの分野の関係機関による継続的な発達支援のネットワークを構築します。

特に、大きな節目となる就学期、学卒期に、一人ひとりのニーズや本人と保護者の思いに沿った進路の選択ができるよう、関係機関等の連携による情報提供や相談支援の充実を図ります。

そのために、地域自立支援協議会に発達支援に関するプロジェクトチームを設置し、関係部局や関係機関・団体等の参加のもとでの検討をすすめます。

##### ② 乳幼児期から就学期への連続性のある療育・発達支援の推進

発達支援をすすめるネットワークを構築していくなかで、乳幼児期の療育や保育、学齢期の教育や機能訓練、生活支援等に関わる機関等の連携を強化し、連続的な個別支援計画に基づく支援を推進します。

また、あかつき・ひばり園の機能を活かして学齢期の療育支援を行っていく方策などについても、地域自立支援協議会の発達支援に関するプロジェクトチームのなかで検討していきます。

## (2) 発達障害のある人への支援の充実

### ①発達障害の早期発見・支援のしくみづくり

広汎性発達障害や学習障害、注意欠陥多動性障害などを含めた発達や療育に支援が必要な子どもを早期に発見し、保護者と協力して適切な支援を行っていくよう、発達障害についての市民の理解を深めるための広報等を推進します。

また、母子保健、障害児福祉、保育、教育などの現場や身近な地域でニーズ把握をしたり、保護者などからの相談に対応できるよう、関係機関・団体等と連携して取り組むとともに、発見されたニーズを適切な支援につなぐためのプライバシーの保護を前提とした情報共有のしくみづくりを、地域自立支援協議会の発達支援に関するプロジェクトチームのなかで検討していきます。

### ②発達障害に関する総合的な相談機能の充実

発達に関して気がかりなことなどを気軽に相談できるよう、大阪府中央子ども家庭センターと連携しつつ、地域自立支援協議会の発達支援に関するプロジェクトチームのなかで関係機関等のネットワークを強化しながら、寝屋川市相談支援事業（知的障害者福祉センター）、あかつき・ひばり相談支援事業所等の拠点を活かした総合相談機能を充実するよう推進します。

### ③発達障害がある人への生活支援の推進

障害福祉サービス等の対象になりにくい発達障害のある人などに、個々のニーズに応じた生活支援をすすめていくよう、地域自立支援協議会の地域生活支援部会やサービス開発に関するプロジェクトチームなどを通じて、事業者や行政等が協働して取り組みます。

また、発達障害、高次脳機能障害、難病等がある人への支援の制度化をすすめるよう、取り組みを通じた実績や課題等もふまえて国・府に要望していきます。

---

### 3. 関係機関・団体等との連携による就労・日中活動の場の拡大と、移行・定着のための支援の充実

#### 【背景と目的】

就労は経済的な安定を得るとともに、社会と関わり生きがいをもって生活する面でも大きな意義をもつものであり、一人ひとりのニーズに応じて就労や日中活動ができるよう支援していくことは、地域自立生活を支援していくうえでも重要です。障害者自立支援法は、「障害がある人がもっと働ける社会」とすることを目的のひとつとして掲げており、一般就労への移行や福祉的就労の充実をいっそう推進することが求められています。

一般就労への移行と定着を推進するために、教育や就労と福祉の分野の関係機関・団体等が連携し、相互の理解と協力のもとでそれぞれの取り組みをより効果的にすすめていくよう、地域自立支援協議会の就労支援部会等を通じて推進します。

また、ニーズに応じた福祉的就労や日中活動の場を提供するよう、すばる・北斗福祉作業所がセンター的機能を発揮するとともに、教育・福祉の関係機関や事業者等が連携して取り組んでいきます。

#### 【重点的に取り組む事項】

##### (1) 就労移行への支援の充実

---

###### ①一般就労への移行と定着を支援するしくみの充実

就労に向けた訓練や福祉的就労、日中活動等をしている人が、希望に応じて一般就労に移行できるよう、障害種別ごとの特性などもふまえた支援を関係機関等が連携してすすめるネットワークとして、地域自立支援協議会の就労支援部会に就労移行に関するプロジェクトチームを設置するよう取り組みます。

###### ②就業・生活支援センターの充実

障害者の就労支援とそれにともなう生活支援を一体的に行う就業・生活支援センターが、就労支援に関するさまざまな情報やニーズを集約し、関係機関等のネットワークを活かした、より幅広い連携のもとでの支援を行っていただけるよう、地域自立支援協議会の就労支援部会等を通じて協議しながら、機能の強化や事業内容の充実を推進します。



### ③就労移行支援事業の充実

就労移行支援事業の利用者がより多く一般就労に移行できるよう、各事業所での訓練の内容の充実や実習、就職活動への支援を連携してすすめていくために、すばる・北斗福祉作業所がセンター的機能を発揮するとともに、ハローワーク等の専門機関とよりいっそう協力していくよう、地域自立支援協議会の就労移行に関するプロジェクトチームを通じて取り組んでいきます。

### ④就労や実習の場を拡大するための取り組みの充実

障害のある人の就労の場や就労に向けた実習の場を拡大するために、市での取り組みを検討しながら推進します。

また、企業等への呼びかけも積極的に推進するよう、地域自立支援協議会の就労支援部会等を通じて就業・生活支援センターやハローワーク等の就労支援機関と連携するとともに、商工会議所や青年会議所等の協力を得ながら取り組んでいきます。

## (2) 福祉的就労・日中活動の場の充実

### ①福祉的就労や日中活動の場の確保

多様なニーズに応じた福祉的就労や日中活動の場を確保していくために、日中活動系サービスの見込量に基づき、支援学校に通学している人のニーズなどもふまえて適切な新体系のサービスの確保を図ります。

そのために、すばる・北斗福祉作業所のセンター的機能をいっそう活かすよう指定管理者等と協力して取り組むとともに、地域自立支援協議会に福祉的就労に関するプロジェクトチームを設置し、施設協議会や支援学校等とも連携して推進します。

また、そのなかで医療的な支援が必要な人なども含めた重度の障害のある人の日中活動の場のあり方についても検討するとともに、重度者のニーズに対応した制度の充実を国・府に要望していきます。

### ②福祉的就労の充実を図るための取り組みの推進

就労継続支援事業（B型）などでの仕事の確保や工賃アップを支援するために、市が製品や作業の発注を積極的に行うよう、はたらきかけを強化します。

また、企業等への呼びかけを行っていくよう、地域自立支援協議会の福祉的就労に関するプロジェクトチームを通じて施設協議会等と連携するとともに、商工会議所、自治会等の地域組織などの協力を得ながら推進します。

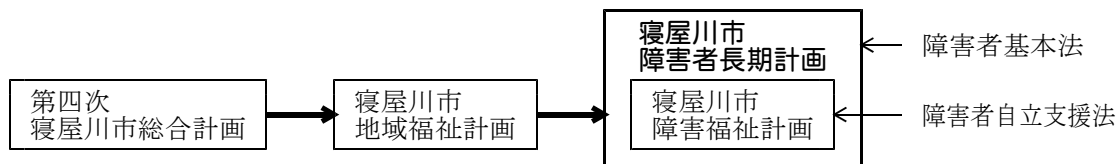
## 寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）の概要

### 計画の目的

- 平成10年6月に策定した「寝屋川市障害者長期計画」の成果と課題をふまえて、障害者自立支援法の制定をはじめとする障害者支援をとりまく状況の大きな変化に対応し、今後の取り組みをすすめていくうえでの方向性を定めるために、「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を策定しました。

### 計画の位置づけ

- 障害者基本法に基づく市町村障害者計画です。そのため障害者基本法の規定に基づき、国の障害者基本計画および府の障害者計画を基本とするとともに、「第四次寝屋川市総合計画」、「寝屋川市地域福祉計画」とも整合性を図るよう策定しました。
- 障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の上位計画です。したがって「寝屋川市障害福祉計画」は本計画と調和を図り、具体的に推進していくための計画と位置づけて策定しました。



### 計画の期間

- 長期的な視点にたった総合的かつ計画的な取り組みを推進するよう、平成20年度から平成29年度までの10年間の計画として策定しました。

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	→
10年度～寝屋川市障害者長期計画		寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）										→
寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）			寝屋川市障害福祉計画（第2期計画）			寝屋川市障害福祉計画（第3期計画）			寝屋川市障害福祉計画（第4期計画）			→

### 計画の策定方法

- 市民・当事者のニーズをふまえた計画とするよう、公募による市民および当事者・事業者等の関係団体・機関代表者等が参加する「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」における意見交換をふまえて策定しました。
- 市民の意見を広く聴くため、計画案に対するパブリックコメントを実施するとともに、市民・当事者のニーズや意見を広く把握するためのアンケート調査やヒアリング等を実施しました。

### 計画の進行管理

- 「寝屋川市障害者長期計画推進委員会」において、計画に基づく事業の推進方法に関する検討や、進捗状況の点検・評価などを行います。
- 「寝屋川市障害福祉計画」で重点的に取り組むべき事項や数値目標等を検討し、具体的な推進を図ります。

## 計画の体系

### 障害者支援の基本方向

ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念

**みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり**

### 障害者支援の視点

- (1) だれもが地域で心豊かに暮らしていくうえで必要なことを支援します
- (2) 一人ひとりの思いや自分らしさを尊重して支援します
- (3) 地域のさまざまな力をつないで支援します

### 障害者支援の目標

- |                      |                          |                        |
|----------------------|--------------------------|------------------------|
| (1) だれもがともに暮らせるまちづくり | (2) 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり | (3) 自分らしい生活を支えるサービスづくり |
|----------------------|--------------------------|------------------------|

### 障害者支援の推進方向

#### I. だれもがともに暮らせるまちづくり

- 1. 障害についての理解と支えあいの推進
  - (1) 障害についての理解の推進
  - (2) 地域で支えあう活動の推進
- 2. 快適で安全な生活環境整備の推進
  - (1) だれもが利用しやすいまちづくりの推進
  - (2) 安全なまちづくりの推進

#### II. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

- 1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実
  - (1) 継続的な支援のしくみづくり
  - (2) 障害児の療育・教育の推進
  - (3) 生涯学習の推進
  - (4) 自立生活に向けた支援の推進
- 2. 就労や社会的活動への参加の推進
  - (1) 一般就労の推進
  - (2) 福祉的就労や日中活動の推進
- 3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進
  - (1) 保健・医療・リハビリテーションの推進

#### III. 自分らしい生活を支えるサービスづくり

- 1. 情報提供と相談支援の充実
  - (1) 情報提供と相談支援の充実
- 2. 生活を支援するサービスの充実
  - (1) 地域での生活や介護を支援するサービスの充実
  - (2) 居住の場の確保の推進
  - (3) 経済的安定のための支援
- 3. 権利擁護に対する支援の充実
  - (1) 権利擁護に対する支援の充実

### 計画推進のための取り組み

- (1) 計画推進体制の充実
- (2) 事業の推進体制の充実
- (3) 計画的・効果的な事業実施の推進

## 障害者支援の推進方向【体系】

### I. だれもがともに暮らせるまちづくり

#### 1. 障害についての理解と 支えあいの推進

##### (1) 障害についての理解の推進

- 1) 障害についての啓発と交流の推進
- 2) 福祉教育の推進

##### (2) 地域で支えあう活動の推進

- 1) 障害者を支援する地域福祉活動の推進
- 2) 当事者活動の推進

#### 2. 快適で安全な生活環境 整備の推進

##### (1) だれもが利用しやすいまちづくりの推進

- 1) 都市施設のバリアフリー化の推進
- 2) 障害者等に配慮した交通の充実
- 3) 情報のバリアフリー化の推進

##### (2) 安全なまちづくりの推進

- 1) 防災対策の推進
- 2) 防犯対策の推進
- 3) 交通安全対策の推進
- 4) 徘徊行動のある人への支援の推進

### II. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

#### 1. 生涯を通じた発達と学 習への支援の充実

##### (1) 継続的な支援のしくみづくり

- 1) 発達や療育を継続的に支援するしくみの構築

##### (2) 障害児の療育・教育の推進

- 1) 早期療育と障害児保育の充実
- 2) 特別支援教育の充実
- 3) 高等教育の推進

##### (3) 生涯学習の推進

- 1) 生涯学習・スポーツ等の推進

##### (4) 自立生活に向けた支援の推進

- 1) 自立生活に向けた支援の推進

#### 2. 就労や社会的活動への 参加の推進

##### (1) 一般就労の推進

- 1) 就労に関する相談支援の充実
- 2) 就労のための訓練等の充実
- 3) 就労の場の確保
- 4) 就労への定着のための支援の推進

##### (2) 福祉的就労や日中活動の推進

- 1) 福祉的就労の推進
- 2) 日中活動の推進

3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進

(1) 保健・医療・リハビリテーションの推進

- 1) 健康の保持・増進への支援
- 2) 障害のある人への医療の充実
- 3) リハビリテーション医療や機能訓練の充実
- 4) 障害の原因となる疾病等の予防の推進

Ⅲ. 自分らしい生活を支えるサービスづくり

1. 情報提供と相談支援の充実

(1) 情報提供と相談支援の充実

- 1) 情報提供の充実
- 2) 多様な相談支援の場づくり
- 3) 相談支援ネットワークの充実
- 4) ケアマネジメントの充実
- 5) 的確なサービス支給決定の推進

2. 生活を支援するサービスの充実

(1) 地域での生活や介護を支援するサービスの充実

- 1) 生活や介護を支援するサービス等の充実
- 2) 家族介護者等への支援の充実
- 3) 余暇活動への支援の充実

(2) 居住の場の確保の推進

- 1) 地域自立生活のための居住の場の確保
- 2) 施設入所支援の充実

(3) 経済的安定のための支援

- 1) 年金・手当等の充実
- 2) 経済的負担の軽減

3. 権利擁護に対する支援の充実

(1) 権利擁護に対する支援の充実

- 1) 権利擁護をすすめる体制づくり
- 2) 権利擁護に関する相談・支援の推進
- 3) 後見的支援の充実
- 4) 虐待防止の取り組みの推進

